

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

## 先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

## 「6」 フィリピン

### Part A : 先使用権制度の有無

#### 設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

##### (a) 先使用権に関する条文、規則等

##### フィリピン知的財産法第 73 条 (IP Code (Republic Act 8293))

<p>第73条 先使用者<sup>313</sup></p> <p>73.1 第72条の規定に拘らず、特許が付与される出願の出願日又は優先日の前に企業若しくは営業において善意で当該発明を使用していたか又は当該発明を使用する真摯な準備をしていた先使用者は、当該特許がその効力を生じる領域内においてその準備において意図していた当該発明の使用を継続する権利を有する。</p> <p>73.2 先使用者の権利は、企業若しくは営業又は使用若しくは使用の準備がなされていた企業若しくは営業の一部とともにする場合に限り、移転又は譲渡することができる。</p>	<p>Sec. 73. Prior User<sup>314</sup></p> <p>73.1. Notwithstanding Section 72 hereof, any prior user, who, in good faith was using the invention or has undertaken serious preparations to use the invention in his enterprise or business, before the filing date or priority date of the application on which a patent is granted, shall have the right to continue the use thereof as envisaged in such preparations within the territory where the patent produces its effect.</p> <p>73.2. The right of the prior user may only be transferred or assigned together with his enterprise or business, or with that part of his enterprise or business in which the use or preparations for use have been made. (Sec. 40, R.A. No. 165a)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### Part B : 先使用権制度の概要 (一般)

#### 設問 2. 先使用権制度の概要 (趣旨)

<sup>313</sup> <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf> [最終アクセス日：2011年3月10日]

<sup>314</sup> [http://www.ipophil.gov.ph/document/87a88632\\_IPCodePartII.pdf](http://www.ipophil.gov.ph/document/87a88632_IPCodePartII.pdf) [最終アクセス日：2011年3月10日]

貴国の先使用権制度の概要を御説明ください。特に、制度の趣旨、及び導入の経緯あるいはモデルとなった他国の法律の有無等がわかりましたら、御説明ください（わからない場合には、わからないと記入してください）。

(a) 先使用権制度の趣旨：

先使用権制度を定めた目的について説明した文書を発見することはできなかった。しかしながら、特許庁の特許審査部長に話を聞いたところ、当該部長が覚えている限りにおいては、この規定は「先発明主義」から「先願主義」への移行に伴い、発明の正当な所有者を保護するために設けられたようである。

(b) 導入の経緯あるいはモデルとなった法制：

フィリピン共和国の旧法（共和国法第 165 号）は、米国特許法に倣い制定されたものであった。現行法は旧法に比べ、欧州特許法及びその実務に近い傾向がある。

### Part C：先使用権制度の概要（解釈）

#### (1) 成立要件

##### 設問 3. 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

フィリピン知財法第 73 条（又はその他）で認められる先使用権について、個々の要件とその解釈について御説明ください。

フィリピン知財法第 73 条に提示された要件は：

A：先使用者が善意であること

B：先使用者が、特許の付与された出願の出願日若しくは優先日前に、その企業若しくは事業において、発明を実施していた若しくはそのための真摯な準備をしていたこと。

##### 設問 4. 善意 (in good faith) の意味

フィリピン知財法第 73 条は、先使用権を得るためには、人の行為として「善意で当該発明を使用していたか又は当該発明を使用する真摯な準備をしていた」ことを要求しています。この「善意」の意味を御説明ください。また、善意と認められる場合及び／又は善意とは認められない場合を例示してください。

(a) 善意の意味

フィリピン知的財産法には、「善意で」という表現に関する定義はない。しかしながら、知的財産権に関する事件に適用可能な判例によれば、次のような定義が示されている。

「善意」とは、無形かつ抽象的な性質であり、専門的な意味も制定法上の定義を持たないものである。また、「善意」には、誠実に確信したこと、悪意がないこと並びに他者を騙す意図若しくは不当な優位性を得ようとする意図がないことが含まれる。善意とは、個人の心理状態の概念であるため、その主張のみによって確定的判断を下すことはできないも

のである。また、「善意」とは、意図が誠実であること並びに調査を要する事情を知らないことを意味する。善意の本質的要素は、その権利が適法であると誠実に信じたこと、優先する請求権の存在を知らないこと及び他人を出し抜く意図がないことにある。

これを占有について適用すると、ある者が、その者の所有権又は取得方法に占有を無効とするような瑕疵が存在することを認識していなかった場合には、その者は善意であるとみなされる<sup>315</sup>。

**設問 5. 出願人から発明を知得していた場合に先使用权は認められるか**

フィリピン知財法第 73 条(1)では、「善意で当該発明を使用していたか又は当該発明を使用する真摯な準備をしていた」とあります。この条文から、われわれは当該実施の発明を「発明者あるいは発明家から直接若しくは間接に取得した第三者」から知得していた場合には先使用权は認められないと解されますが、そのように考えてよろしいですね。

そのとおり。

**設問 6. 先使用权の基準日**

先使用权の基準日について、フィリピン知財法第 73 条では、「出願日あるいは優先日以前に」とありますが、この特許の優先日とは、フィリピンにおける特許出願の日のみでなく、パリ条約第 4 条の優先権に基づく優先日を含むと考えてよろしいですね。

そのとおり。

**設問 7. 実施の準備と先使用权**

フィリピン知財法第 73 条には、「当該発明を使用する真摯な準備をしていた」とあります。この中で「真摯な準備」の意味について御説明ください。

知財法及び法律学からは特定の意味を発見することができない。それゆえ、通常の意味と考えられる。

**設問 8. 基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合**

先使用权の要件である実施について、その実施は出願日以前に実績があれば十分なのでしょうか。あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのでしょうか。特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用权は認められるのでしょうか。

<sup>315</sup> Heirs of Limese vs. Vda. De Ramos, GR No. 152319 Oct. 28, 2009, as cited in Elvira T. Arangote v. Spouses Martin and Lourdes S. Maglunob, and Romeo Salido, G.R No. 178906, Feb. 18, 2009; Heirs of Marcelino Cabal v. Cabal, G.R. No. 153625, Jul. 31, 2006, 497 SCRA 301, p.315-316

この問題に関し、準拠できる判例も知的財産法の規定も存在しない。

**設問 9. 輸入行為は先使用権の対象となるか**

(a) 貴国において、輸入する行為は先使用権の対象となるでしょうか。

先使用権の対象となる。フィリピン知的財産法とフィリピンの判例のいずれにおいても、輸入行為が先使用権の対象となるかについての見解は示されていない。しかしながら、我々は、輸入行為は先使用権の対象であると考えている。かかる行為は、発明が輸入者によって再販売又はその他の個人利用の目的で輸入（購入）されたことを意味するからである。

(b) 外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、御説明ください。

次の基準を提案する。

A：当該製品に関する発明が、当該製品の輸入時又は販売時のうちのいずれか早い時点において、フィリピンで特許出願されていないこと。

B：外国の製造者とフィリピン国内への輸入者が同一であり又は関連している場合には、当該製品に関する発明がかかる外国において出願されていないこと。

先使用権が認められるための最も重要な要件は、善意であることである。したがって、かかる発明が本国において既に保護されている場合には、当該発明に関する特許が出願されていないフィリピンへ当該発明を輸入することは特許権侵害を構成しないものの、当該海外企業は、当該発明につき悪意であったことにより、先使用権は認められないものと思われる。

**設問 10. 輸出行為が先使用権の対象となるか**

貴国において、輸出行為も先使用権の対象となるのでしょうか（先に述べたように、我が国の特許法第 2 条(3)の実施の定義には、「輸出」する行為が含まれています。このため、我が国では先使用権の対象となる実施に「輸出」する行為が含まれると解釈されています）。

先使用権の対象となる。

**設問 11. 実施と新規性の関係（実施が公然実施の場合）**

フィリピン知財法第 73 条では、先使用権の要件として「発明の使用」が規定されています。この発明の使用に公然実施が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用権の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。先使用権の要件である「発明の使用」と特許の無効との関係を説明してください。

先使用権が認められるための発明の実施と、特許の有効性の間に関連性があるかどうかは分からない。発明の公然実施が、いずれかの国における特許の出願日前に行われた場合、当該公然実施は特許の無効事由となり、全ての使用者は当該発明の実施を妨げられることはない。

しかしながら、特許出願が PCT を通じて出願され、フィリピンにおける公然実施が当該出願日後であって国内手続の段階に入った後に行われた場合、かかる期間中に当該発明を実施又は公然実施するために導入したが、自己が「創作」若しくは輸入した製品に関する発明がいずれかの国において既に特許の保護対象となっていたことを知らなかった者に対しては、先使用権が認められる可能性がある。

## (2) 先使用権者が実施できる範囲

### 設問 12. 先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

フィリピン知財法第 73 条には、先使用権者が実施できる範囲について、「当該発明の使用を継続する権利を有する」とあります。この条文の意味について、例を挙げてご説明ください。

フィリピン知的財産法及びフィリピンの判例のどちらにおいても、実例又は事案は示されていない。我々は、先使用者は発明を十分に実施することができるが、その先使用権を売却若しくは譲渡する場合には、その事業とともにしなければ、当該権利の売却若しくは譲渡はできないと考える。

設問 12-1. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は、他者の出願後に、生産規模・輸入規模・販売地域等を拡大することが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度までの拡大が認められるでしょうか。

(a) 生産数量の拡大：

現時点での知的財産法及びその規則は、先使用権に関する指針及び制限を定めていない。

(b) 輸入規模の拡大：

説明が困難な場合、以下の例について、適当なチェックボックスにチェックを入れてください。

- ・当該特許の出願時に輸入していた国からの、輸入数量を増加させる。  
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。
- ・当該特許の出願時に輸入していた国とは別の国からの、輸入販売を開始する。  
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。

(c) 実施地域の変更：

説明が困難な場合、以下の例について、適当なチェックボックスにチェックを入れてください。

・当該特許の出願時にはA州のみで販売を行っていたが、これを全国規模の販売に変更する。

可能、 認められない、 事例がないのでわからない。

**設問 12-2.** 設問 12 の追加質問です。先使用権者は他者の出願後に、実施行為の変更あるいは実施形式の変更等を行うことが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度の変更までが認められるでしょうか。

(a) 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更（例えば、出願日（優先日）前に輸入・販売していた場合、出願日（優先日）後に製造・販売に変更することはできますか。）

判例がないので不明。

(b) 他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなど、実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用するA合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用するA合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸(塩酸、硝酸の上位概念)を使用するA合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。)

判例がないので不明。

(c) 生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。)

判例がないので不明。

**設問 13.** 下請企業と元請企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態）というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのでしょうか。仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのでしょうか。

判例がないので不明。しかしながら、我々は、受託者とは、その指名者にのみ基づき権利が発生する販売代理店に類似するものであると考えている。したがって、受託者に業務を与えた委託者に対し先使用権は認められるべきである。

**設問 14.** 先使用権の登録

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度は設けられていますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか、及びその効果について御説

明ください。

登録する制度は設けられていない。

**設問 15. 先使用权が第三者に及ぶか**

他者の出願後（優先日以降）において、先使用权者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのでしょうか（例：他者の特許出願後に仕入れを開始した場合）。ならないとすれば、どのような法解釈によるものでしょうか？

判例がないので不明。

**(3) 移転等に関わる問題**

**設問 16. 先使用权の移転（移転可能性及び移転の要件）**

フィリピン知財法第 73 条では、先使用权は「企業若しくは営業又は使用若しくは使用の準備がなされていた企業若しくは営業の一部とともにする場合に限り、移転又は譲渡することができる」と規定されております。この条文の意味について、譲渡が認められる場合と認められない場合の例を挙げて御説明ください。

利用できる事例がない。当該規定の解釈として、「先使用权」とは、当該先使用权が行使されている事業若しくは事業部門から独立した財産ではなく、その他の有体財産に類する財産として扱われており、したがって、商取引の対象となる商標や特許等の知的財産権とは異なるものであると考える。

**設問 17. 種々の移転と先使用权**

設問 16 に関連した質問です。以下のような場合に、それぞれ先使用权の権利者はどのように変動すると考えればよいのでしょうか。

- (a) 先使用权を有する企業の買収や先使用权を有する企業の分社により、先使用权がどのように移転するかについて、例を挙げて御説明ください。（極端な例ですが、一部地域で活動する小規模の企業が全国規模で事業を行う大企業により買収された場合に、大企業が先使用权者として、全国規模で事業を実施することが可能でしょうか。）

判例がないので不明。

- (b) 例えば、グループ企業の一企業に先使用权が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用权が認められるのでしょうか。また、子会社に認められた先使用权は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用权は子会社にも認められるのでしょうか。



判例がないので不明。

- (c) グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用権は認められるのでしょうか。

判例がないので不明。

**設問 18. 移転の対抗要件（移転後の登録）**

貴国において、先使用権の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御説明ください。

移転を登録する制度は設けられていない。

**設問 19. 再実施の可否**

貴国法における先使用権者には再実施を許諾する権原はないと考えておりますが、それで間違いはないでしょうか。

判例がないので不明。フィリピン知財法第 73 条(2)は譲渡や移転についてのみ言及しているが、ライセンスにおける先使用権の保持や、ライセンシーが当該権利を使用することを許容するかは述べていない。

**設問 20. 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）**

一旦認められた先使用権が消滅又は放棄されたと判断されることはあるのでしょうか。例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にはどうでしょうか

判例がないので不明。

**設問 21. 先使用権の対価**

先使用権が認められた場合、先使用権者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのでしょうか。

判例がないので不明。しかしながら、フィリピン知財法第 73 条にはロイヤリティの支払は不要であることが黙示的に定められている。

**Part D : 運用状況**

**設問 22. 貴国での先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。**

先使用権を普及啓発する活動はいまだ行われていない。

**設問 23.** 貴国での先使用権制度の利用頻度をお答えください。

ほとんど利用された例がない。

**設問 24.** 貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

そのような情報は利用できない。

**設問 25.** 貴国で先使用権制度が利用される場面について御紹介ください。

そのようなデータはない。

**設問 26.** 先使用権に関連して、裁判で争った例の概要を御紹介ください。特に、貴国の先使用権を解釈するために必要な典型的な事例及び先使用権が認められた例、認められなかった例という代表的な事例について、それぞれ、特徴的な判示事項の解説をお願いします

判決は知られていない。

**設問 26-2.** 設問 26 の追加質問です。先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

そのようなデータはない。

**設問 27.** ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

裁判所は、人証及び書証を受理する。よって、当該発明者は、日付及び協力者などの情報を記載したメモや日記、その発明の写真、その発明製品の販売記録（請求書、領収書、受領証等）、当該発明者による発明の実施を認識しているその従業員の宣誓供述書、並びに、供給者や購入者等による宣誓供述書を保存しなければならない。

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

利用可能である。しかし、公判において、当事者は、当該書類を確認し、かつ、反対尋問を受けなければならない。

#### Part E : 先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

特許、実用新案及び意匠に関する規則について改正作業が進められている。詳細は当該規則の改正案をご覧ください。この改正案については一回以上公開討論会が開かれており、2011 年の第一四半期中に当該改正案について再び公開討論会若しくは公聴会が行われるとの情報を得ている。規則第 805.3 条の改正案は先使用権に関するものであると思われるのでご覧頂きたい。

##### 第 805.3 条 先使用の申立手続 (新規)

特許出願に関する情報を有する者は、相応の手数料を納付して、先使用の申立手続の開始を請求することができる。当該申立てには、願書においてクレームされた発明が出願日前又は優先日前に公然実施又は販売されていたことを疎明する証拠書類及びその他確固たる証拠を含めるものとする。出願人又はその弁護士、代理人若しくは代表者、あるいは申立人は、主任審査官 (Principal Patent Examiner) に対して、当該出願のクレームの特許性に関する問題を提出された証拠に照らして判断する手続を請求することができる。提出された証拠に基づき出願を拒絶すること、また、当該クレームの範囲を限定するために補正をすることが可能である。当該手続については謄本を作成し、当該謄本は当該出願書類の一部を構成するものとする。

##### RULE 805.3 Prior Use Proceeding. (NEW)

A petition for the institution of prior use proceeding together with the corresponding fee may be filed by one having information regarding a patent application. The petition shall include supporting documents and other valid evidences that would make a prima facie showing that the invention claimed in an application has been in public use or on sale before the filing or priority date of the application. A proceeding may be had before the Principal Patent Examiner by the applicant or his attorney, agent or representative and the petitioner to resolve the issue of patentability of the claim(s) of the application in the light of the evidence presented. The application may be refused based on the evidences or amendments may be made to limit the scope of the claim(s). The transcript of the proceeding shall be entered and form part of the documents of the application.

## 資料編

### ・本資料の記号等の解説

設問	意味	解説 (記号の意味)
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施＝実施 実準＝実施＋準備
個別要件 (条文明記)	実施 (発明の内容) (実施、製造)	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
	実施の準備	○＝準備に先使用権が認められる
	実施 (継続＝元の範囲、事業目的)	継続＝元の範囲 事業＝事業目的
Q3	・対象となる実施の意味 (全ての実施/製造のみ)	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
Q4	・善意の意味 (条文上の有無と定義の有無) (△＝異なる用語を使用)	無＝要件無 有有＝要件有＋説明有 有無＝要件有＋説明無
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優時＝優先日に 優前＝優先日以前 願時＝出願日に 願前＝出願日以前
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	輸入○＝輸入販売が先使用権の対象となる
Q12	・先使用権者が実施できる範囲 (物的範囲)	事業継＝事業目的の範囲で継続可能 従前＝従前の範囲
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等 (一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等)	事伴＝事業をともなって 装置伴＝装置をともなって 無制限＝制限なく移転可能
Q25	・先使用権主張の目的 (抗弁か実施権)	抗弁＝先使用権の抗弁として使用 確抗＝確認訴訟＋先使用の抗弁
Q26	・先使用権が認められた典型的な例	例示＝各国編に判決要旨を例示
Q27	・先使用権立証の証拠	説明＝各国編に説明有
Q28	・公証制度の有無 (宣誓供述書の利用)	公証＝公証制度有 公証無＝公証制度無 宣誓＝裁判には宣誓供述書を提出

その他の設問共通：判例無＝判例が無いため不明  
 条文○又は×＝条文解釈で可能又は不可能  
 解釈○又は×＝条文解釈、学説等で可能又は不可能  
 学説＝学説に基づいた判断  
 意見＝回答作成者の意見

諸外国の先使用権制度一覧表 (No. 3)

設問	意味	EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG	
Q1(a)	条文番号	10	83	13	53	38	73	30	71	
Q1(a)	先使用権か侵害の例外か	例外	先使用	先使用	先使用	先使用	先使用	例外	先使用	
Q1(b)	詳細な文書の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	
Q1(c)	訳文の有無 (公用語が英語でない国)	有	有	有	無	-	-	有	-	
Q2	経済説、公平説等	不明	不明	公平	公平	公平	公平?	公平	SG1	
Q2	制度導入の背景+「特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか」	不明	GB	無	無	GB	無	GB	GB	
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実準	実準	実施	実準	実準	実準	実準	実準	
個別要件 (条文明記)	基準日 (優先日、出願日、出願)	出願日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	
	基準日 (当日、以前)	以前	以前	当日	当日	当日	以前	以前	以前	
	地域 (国内、国外)	国内	国内	-	国内	国内	国内	-	国内	
	発明の所有 (possession)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自らの発明 (+知得) (○)	-	-	○	-	○	-	-	-	
	善意 (善意=○、他の用語=△)	○	○	-	○	○	○	○	○	
	実施 (侵害となる行為)	-	○	-	-	-	-	-	○	
	実施 (発明の内容) (実施、製造)	製造	-	実施	実施	製造	実施	実施	-	
	実施の準備	○	○	-	○	○	○	○	○	
	実施 (継続=元の範囲、事業目的)	継続	継続	継続	事業	事業	継続	非侵害	継続	
	ライセンスの可否 (可、否)	-	否	-	-	-	-	-	-	否
	譲渡の可否 (可、否)	可	可	-	可	可	可	可	可	可
製品を購入した第三者 (侵外、非侵害)	-	非侵害	-	-	-	-	-	-	非侵害	
Q3	・対象となる実施の意味 (全ての実施/製造のみ)	製造	実施	製造	実施	製造	実施	実施	実施	
Q4	・善意の意味 (条文上の有無と定義の有無) (△異なる用語)	有有	有無	有無 ID1	有無	有無	有無	有無	有無	
Q5	・当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか	不可	可 HK1	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優前 EG1	願前 HK2	優時	優時	優時	優前	優前	優前	
Q7	・実施の準備の意味 (定義の有無)	定義無	定義無	-	定義無	判例無	定義無	説明	説明 SG2	
Q8	・特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか	解釈○	解釈○	条文×	条文×	判例無	定義無	判例無	条文×	
Q9(a)	・輸入行為が対象となるか	×	○	×	○	×	解釈○	○	○	
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	-	輸入○	-	-	-	説明	○PK1	輸入○	
Q10	・輸出行為が対象となるか (純粋な輸出行為が特許侵害となる場合)	×	△ HK3	×	×	×	○	○	×	
Q11	・実施の意味 (新規性との関連: 公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか)	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	
Q12	・先使用権者が実施できる範囲 (物的範囲)	従前	従前	従前	事業継	判決無	判決無	事業継	事業継 SG3	
Q12-1(a)	・生産規模の拡大の可否	解釈×	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-1(b)	・輸入数量の拡大の可否	-	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-1(c)	・実施地域の変更の可否	解釈○	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-2(a)	・実施態様 (製造、販売、輸入等) の変更の可否	不可	解釈○	解釈○	不明	判決無	判決無	解釈○	判決無	
Q12-2(b)	・実施形式の変更 (製法の変更) の可否	解釈×	判断無	解釈○	不明	解釈○	判決無	解釈○	判決無	
Q12-2(c)	・実施形式の変更 (改造等) の可否	解釈×	解釈○	解釈○	不明	解釈○	判決無	解釈○	判決無	
Q13	・下請企業と元請け企業の先使用権	元請	元請	NA	不明	判決無	元請?	両社	元請	

設問	意味	EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG
Q14	・対抗要件（登録要否）	不要	不要	有 ID2	不要	不要	不要	不要	不要
Q15	・第三者に効力が及ぶか（再販売）	OK	OK	侵害	侵害	OK	判決無	OK	OK
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	装置伴	無制限	不可	事件	事件	事件	事件	事件
Q17(a)	・大が小を飲む合併	可能	可能	不可	可能	可能	判決無	可能	判決無
Q17(b)	・グループ企業で先使用权を共有できるか	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	不可	不可
Q17(b)	・外国産品の輸入販売で製造の先使用权が得られるか	—	可能	不可	不可	—	判決無	不可	不可
Q18	・移転の登録の要否（対抗要件）	不要	不要	—	不要	不要	不要	不要	不要
Q19	・再実施許諾の可否	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	不可	不可
Q20	・先使用权の消滅又は放棄	規定無	規定無	規定無	不滅	不滅	判決無	判決無	判決無
Q21	・先使用权の対価	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
Q22	・先使用权制度の普及啓発	無	無	無	無	無	無	無	無
Q23	・先使用权の利用状況	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	統計無	殆無
Q24	・先使用权の判例の利用可否	DB 無	DB 無	NA	不可	DB 有	DB 無	統計無	DB 無
Q25	・先使用权主張の目的（抗弁か実施権）	判決無	抗弁	抗弁	不明	抗弁	判決無	抗弁	判決無
Q26	・先使用权が認められた典型的な例	判決無	判決無	NA	無	説明	判決無	判決無	判決無
Q26-1	・外国企業の先使用权主張	判決無	無	NA	無	無	判決無	判決無	判決無
Q27	・先使用权立証の証拠	説明	説明	説明	困難	説明	説明	説明	説明
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証	公証	—	宣誓	公証	公証	公証	公証無
Q28-1(a)	・タイムスタンプ業者	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(b)	・公証制度	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(c)	・製品に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(d)	・映像に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(e)	・企業の利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(f)	・タイムスタンプの利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q29	・先使用权制度改正の動き	無	無	無	無	無	改正案	無	無
Q30	・特別な条文の意味	—	—	—	—	—	—	—	—

EG1：Q6：条文上は出願日に先んじてであるが、優先日も含むと解釈されている。

EG2：Q10：回答は輸出が先使用权の対象となるとしているが、エジプトで生産された製品の輸出の場合を想定しており、輸出行為そのものについての回答ではない。

HK1：Q5：それは当事者が善意で行った行為か否かによる。仮に、その者が発明者又は第三者に対する守秘義務を負わない場合、香港特許条例第 83 条に定める先使用权を得る可能性はある。

HK2：Q6：基準日について「Deemed Date of Filing」の用語が使用されている。これは「みなし出願日」と翻訳されるが、香港出願に先だって、英国又は中国へ出願する必要があり、これらの出願日をみなし出願日と呼ぶ。

HK3：Q10：輸出自体ではなく、特許の主題となる製品あるいは製法を使用して製品の在庫することに対して、先使用权の適用がある。

ID1：Q4：善意の意味について、法律の文言上、善意の要件は含まれていないが、第 13 条 1 項には善意の要件が含まれていると解釈されている。

ID2：Q14：先使用者とは、法的には特許庁に対して先使用权者の認定を申請し、認定される必要があるが、取得するための要件及び手続を定める政令が公布されていないので認定もできない。

PK1：Q9(b)：先使用权の認められるための、実施および実施の準備について、国の制限が設けられていない。それゆえ例えば日本で実施していたとしても、先使用权が認められる。

SG1：Q2：秘密の先使用者を保護することを目的とする。

SG2：Q7：実際上のかつ真摯な準備の用語に関しては、UK の判例が援用される。

SG3：Q12：明確ではない。先の実施として実施していた、あるいは実質的で真摯な準備を計画していた行為を継続する権利を制限することは明らかに不条理であり、ある程度のバリエーションは、本条により提供される権利の範囲内に入るが、バリエーションの程度は定かではない（C.I.P.A Guide 64.06）。